

株 主 各 位

第74期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 連結計算書類の「連結注記表」 1頁
2. 計算書類の「個別注記表」 13頁

日特建設株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nittoc.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

連 結 注 記 表

一. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 緑興産株式会社

山口アースエンジニアリング株式会社

島根アースエンジニアリング株式会社

愛媛アースエンジニアリング株式会社

PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(b) その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価
差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (a) 商 品……………先入先出法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (b) 販売用不動産……………個別法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (c) 未成工事支出金……………個別法に基づく原価法
- (d) 材料貯蔵品……………先入先出法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに機械装置については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

創立費及び開業費は支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建資産負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は直物為替相場の期中平均により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要な収益及び費用計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ② その他の工事

工事完成基準

当連結会計年度において工事進行基準を適用した完成工事高 48,607百万円

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

- ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいております。

二. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の会計年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

三. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高は、「一. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用計上基準」の「当連結会計年度において工事進行基準を適用した完成工事高」に記載のとおりであります。

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

① 算出方法

工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定されます。工事収益総額及び工事原価総額の見積りは個別の工事ごとに作成される実行予算書を基礎としております。

なお、当社グループでは、工事担当の管理者が実行予算書を含む工事書類の査閲及びヒヤリングにより作業着手後の状況の変化を適時・適切に把握し、工事進行基準の計算に反映させております。また、業績に大きな影響があると判断された工事については、支店・本店の幹部が関与し重点的な管理を実施しております。これらの統制活動により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響額が生じる事象の低減に努めています。

② 主要な仮定

工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴うものであります。また、工事は一般に長期にわたることから、施工途中での設計変更や工事の手直し、天候不順等による工期の延長、材料費や労務費等の変動が生じる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による工事の長期の中止などが生じた場合には、主要な仮定に影響を及ぼしますが、現状では影響は軽微であると判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

(2) 主要な仮定に記載した工事収益総額及び工事原価総額等の見積りは、工事の進捗に伴い見直しが行われることにより、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

四. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

7,164百万円

2. 偶発債務

(保証債務)

(1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っております。

1件

0百万円

(2) 住宅資金融資規定により従業員が銀行から借入れた住宅資金に対する債務の保証を行っております。

1百万円

(3) 関係会社の受注工事に対する契約履行保証について債務保証を行っております。

PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA

142百万円

(18,812百万インドネシアルピア)

3. その他有形固定資産については、取得価額から国庫補助金による圧縮記帳額2百万円が控除されております。

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は78百万円であります。

5. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 2,200百万円

借入実行残高 一百万円

差引額 2,200百万円

五. 連結損益計算書に関する注記

1. 工事損失引当金

完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額 285百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|--------|-----------------------|---------|--------|
| 売却予定資産 | 建物・構築物、土地 | 宮城県仙台市 | 41百万円 |
| 遊休資産 | 建物・構築物、備品 | 福島県双葉郡 | 38百万円 |
| 遊休資産 | 建物・構築物、備品、無形固定資産（借地権） | 東京都世田谷区 | 131百万円 |

(1) グルーピングの方法

事業用資産は、原則として最小利益単位である部・支店単位でグルーピングし、本社等の共用資産については、事業全体をグルーピングの単位としております。また、売却予定資産及び遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。

(2) 減損損失の内訳

| | |
|-------------|--------|
| 建物・構築物 | 142百万円 |
| 備品 | 0百万円 |
| 土地 | 23百万円 |
| 無形固定資産（借地権） | 44百万円 |
| 計 | 211百万円 |

(3) 経緯

当社取締役会において、当該固定資産を売却、廃止することが決議されました。これにより、回収可能価額が当該固定資産の帳簿価額を下回ることとなったため、減損損失を計上しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、売却予定資産については正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、売却予定価額に基づいて評価しております。また、遊休資産については、実質的な処分価値を考慮し、備忘価額により評価しております。

六. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 の株式数（株） | 当連結会計年度 増加株式数（株） | 当連結会計年度 減少株式数（株） | 当連結会計年度末の 株式数（株） |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式 | 43,919,291 | — | — | 43,919,291 |
| 合計 | 43,919,291 | — | — | 43,919,291 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 の株式数（株） | 当連結会計年度 増加株式数（株） | 当連結会計年度 減少株式数（株） | 当連結会計年度末の 株式数（株） |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式 | 2,209,511 | 1,463 | 50 | 2,210,924 |

(変動事由の概要)

- (1) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- (2) 自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力 発生日 |
|----------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|----------------|-----------------|
| 2020年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,167 | 利益剰余金 | 28.00 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月26日 |
| 2020年11月6日 取締役会 | 普通株式 | 333 | 利益剰余金 | 8.00 | 2020年 9月30日 | 2020年 11月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 2021年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,167 | 利益剰余金 | 28.00 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月28日 |

七. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、事業目的に沿った必要な運転資金及び設備計画に基づく設備資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は、短期的な預金等で運用しております。また、デリバティブは、実需に応じた一定の範囲内で行い、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度はデリバティブ取引を利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、取引相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、支払期日が集中しており、流動性リスクに晒されております。

設備投資資金としての借入金は、市場価格の変動リスク（金利リスク）及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程、債権管理要領に従い、受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権について、関連部署で、定期的に主要な取引相手先をモニタリングし、取引相手先毎に債権残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（市場の相場変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金（金利リスク）については、借入金残高を適時適切に管理するとともに、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。なお、当連結会計年度はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持や取引銀行との貸出コミットメント契約の締結等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。((注) 2. 参照)

| | 連結貸借対照表 計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---------------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 17,722 | 17,722 | — |
| (2) 受取手形・完成工事未収入金・電子記録債権等 | 22,588 | 22,588 | — |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 828 | 828 | — |
| 資産計 | 41,139 | 41,139 | — |
| (1) 支払手形・工事未払金等 | 11,339 | 11,339 | — |
| (2) 短期借入金 | 278 | 278 | — |
| 負債計 | 11,617 | 11,617 | — |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金・電子記録債権等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、その他有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

| | 種類 | 取得原価又は償却原価 (百万円) | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------------|----|------------------|------------------|----------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 株式 | 358 | 812 | 453 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を下回るもの | 株式 | 20 | 16 | △3 |
| 合計 | | 378 | 828 | 450 |

当連結会計年度中において保有目的が変更となった株式はありません。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----------------|------------------|
| その他有価証券 (非上場株式) | 145 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

八. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額

686円19銭

2. 1 株当たり当期純利益

83円93銭

九. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき下記のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

当社は資本政策の自由度を高めるため一定数の自己株式を保有しておりましたが、現時点において具体的な使用目的がないこと、また、株式市場での流通株式比率を高めることが望ましいことから、以下の内容で自己株式の消却を行うこといたしました。

2. 自己株式の消却の内容

(1) 消却する株式の種類 当社普通株式

(2) 消却する株式数 2,210,924株

(消却前発行済株式総数に対する割合5.03%※)

(3) 消却予定日 2021年5月31日

※株式比率は2021年3月31日時点における各株主の所有株式数を基準としております。

個別注記表

一. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 販売用不動産 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- (3) 材料貯蔵品 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに機械装置については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

5. 重要な収益及び費用計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ② その他の工事
工事完成基準

当事業年度において工事進行基準を適用した完成工事高 48,020百万円

6. 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいております。

二. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

三. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積り

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高は、「一. 重要な会計方針に係る事項 5. 重要な収益及び費用計上基準」の「当事業年度において工事進行基準を適用した完成工事高」に記載のとおりであります。

2. 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 三. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

四. 貸借対照表に関する注記

| | | |
|--|----------------------------------|----------------------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | | 94百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | | 91百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 7,290百万円 |
| 3. 偶発債務 | | |
| (保証債務) | | |
| (1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っております。 | | |
| 1件 | | 0百万円 |
| (2) 住宅資金融資規定により従業員が銀行から借入れた住宅資金に対する債務の保証を行っております。 | | 1百万円 |
| (3) 関係会社の受注工事に対する契約履行保証及び前受金返還保証について債務保証を行っております。 | | |
| ①契約履行保証 | PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA | 142百万円 |
| | | (18,812 百万インドネシアルピア) |
| ②前受金返還保証 | PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA | 141百万円 |
| | | (18,632 百万インドネシアルピア) |
| 4. その他有形固定資産については、取得価額から国庫補助金による圧縮記帳額2百万円が控除されております。 | | |
| 5. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 | | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は78百万円であります。 | | |
| 6. 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。 | | |

当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 2,200百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| 差引額 | 2,200百万円 |

五. 損益計算書に関する注記

| | |
|--------------------------|--------|
| 1. 関係会社からの営業収益 | 273百万円 |
| 2. 関係会社からの営業費用 | 658百万円 |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 | 7百万円 |
| 4. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額 | 281百万円 |

六. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末の 株式数（株） |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式 | 2,209,511 | 1,463 | 50 | 2,210,924 |

(変動事由の概要)

- (1) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- (2) 自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものであります。

七. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------|----------|
| 販売用不動産 | 4百万円 |
| 未払事業税 | 74百万円 |
| 賞与引当金 | 453百万円 |
| 貸倒引当金 | 9百万円 |
| 完成工事補償引当金 | 7百万円 |
| 工事損失引当金 | 86百万円 |
| 確定拠出年金未払金 | 3百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,221百万円 |
| 減損損失 | 87百万円 |
| 資産除去債務 | 18百万円 |

| | |
|--------------|----------|
| その他 | 265百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,231百万円 |
| 評価性引当額 | △48百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 2,183百万円 |
| (繰延税金負債) | |
| その他有価証券評価差額金 | 137百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 137百万円 |
| 繰延税金資産純額 | 2,045百万円 |

八. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

九. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 679円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円70銭 |

十. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき下記のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

当社は資本政策の自由度を高めるため一定数の自己株式を保有しておりましたが、現時点において具体的な使用目的がないこと、また、株式市場での流通株式比率を高めることが望ましいことから、以下の内容で自己株式の消却を行うことといたしました。

2. 自己株式の消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式数 2,210,924株
(消却前発行済株式総数に対する割合5.03%※)
- (3) 消却予定日 2021年5月31日

※株式比率は2021年3月31日時点における各株主の所有株式数を基準としております。